

11月・12月は「市税等納付推進月間」です

市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税および
国民健康保険税・介護保険料の

納め忘れはありませんか？

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、期限内納付の協力を呼びかけております。
“新たに飛躍するまち”として“人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち”づくりを実現するために必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用…など

市税を滞納すると…

市税の納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーが課せられる場合があります。

不動産（土地・家屋）、債権（預金・給与・軍用地料）などが差押えの対象になります。

国民健康保険税を滞納すると…

短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

介護保険料を滞納すると…

介護保険サービス費がいったん全額自己負担になったり、自己負担が1割から3割に引き上げられたりします。

今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい…（納付相談）

納付の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず納めやすい方法を一緒に考えましょう。
いつでもお気軽にご相談ください。

【お知らせ】

国民健康保険課では、毎週木曜日、本庁において「時間延長窓口」を午後8時まで設け、業務を行っています。【延長窓口期間：平成25年5月末迄】

〈お問い合わせ先〉

- 市税の納付に関する事……………納税課（☎973-1099）
- 市県民税・軽自動車税・法人市民税に関する事……………市民税課（☎973-5382）
- 固定資産税に関する事……………資産税課（☎973-5394）
- 国民健康保険税に関する事……………国民健康保険課（☎973-3202）
- 介護保険料に関する事……………介護長寿課（☎973-3208）

*****納付は便利な口座振替をおすすめします*****